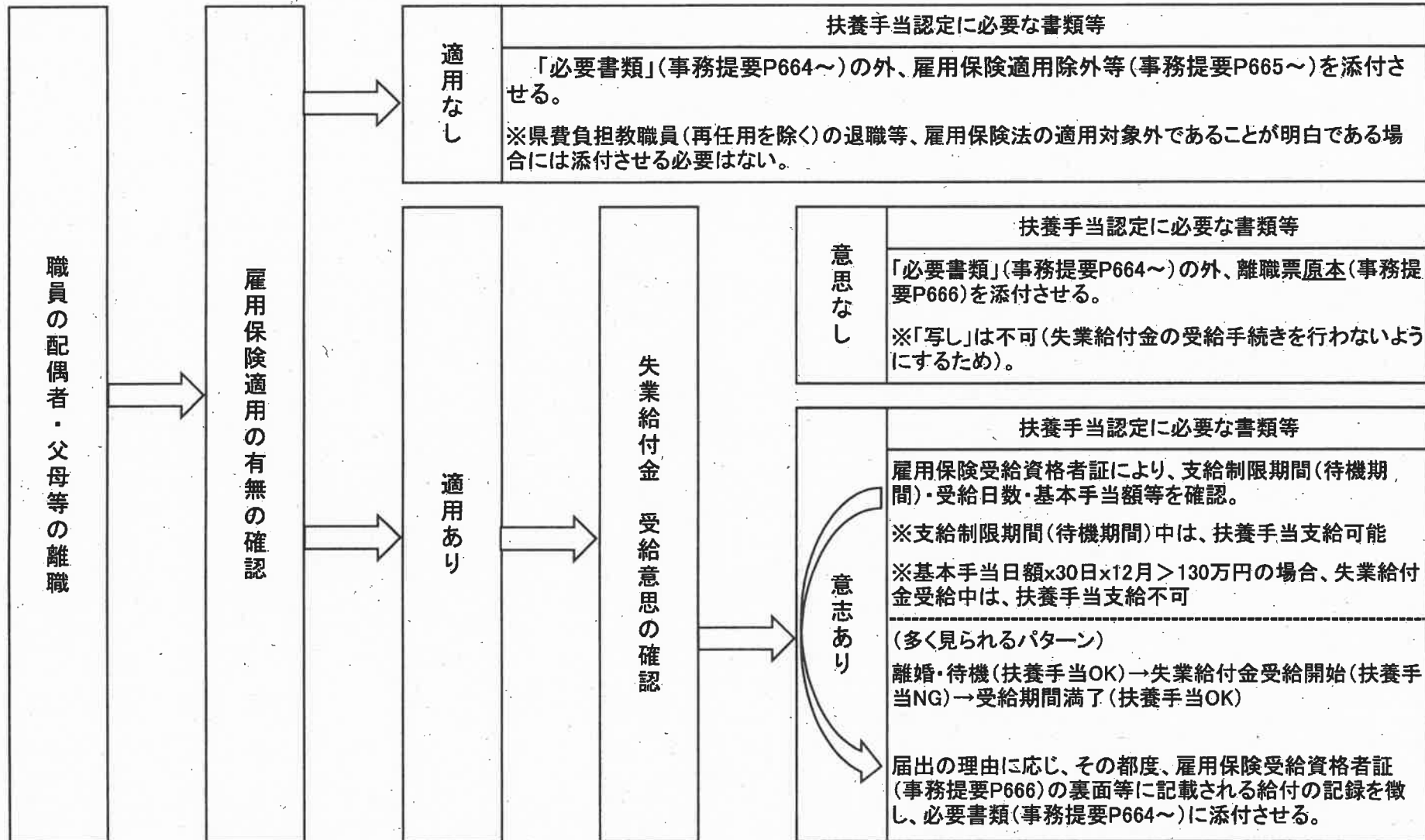


「離職※」を理由とする扶養手当申請時に確認すべき事項及び認定に必要な書類について

※婚姻による親族増の場合など、直接「離職」を理由としなくても確認の必要があるケースがあることに留意



扶養に入れようとする者の状況に応じて、上記に示した雇用保険関係書類の外、「所得証明書」「扶養協議書」等、認定上必要な書類(「添付書類」事務提要P665～)を添付させること。